

要求水準書に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	旭支線の更新を最優先	2	2	1	1	(6)	旭支線は更新が完了した時点で一部切り替えるなどの対応を実施する予定なのでしょうか。	旭支線の更新は最優先事項としているため、更新が完了した時点での一部切り替えをご提案ください。
2	交付金申請	3	2	1	6	ウ	交付金申請業務の年間スケジュールを明示していただくことは可能でしょうか。	本事業での特別なスケジュールはありませんので、一般的な国の交付金申請スケジュールをご理解いただいたうえでご提案をお願いします。
3	施設概要-干潟配水場	5	2	2	(1)		貸与資料で確認した干潟配水場の基本設計図面には仮配管や撤去が記載されておりますが、要求水準書にの表内には記載がありません。本事業では対象外であり、費用には含まれていないと考えておりますがよろしいでしょうか。	対象工事として費用に含まれております。
4	施設概要-旭配水場	6	2	2	(1)		貸与資料で確認した旭配水場の基本設計図面には仮配管や撤去が記載されておりますが、要求水準書にの表内には記載がありません。本事業では対象外であり、費用には含まれていないと考えておりますがよろしいでしょうか。	対象工事として費用に含まれております。
5	既設管の撤去	6	2	2	(1)		募集要項の別紙1では、新設7工区にも同ルートに新設管を布設する既設管があるように思われますが、新設7工区の既設管撤去は本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	PIP工法を想定していることから、既設管の撤去が不要となるため、記載しておりませんでした。7工区は、既設管の撤去の対象となります。
6	業務範囲	7	3				設計・工事共に「交付金申請書作成業務」とありますが、同じ記載内容となっております。設計業務と工事業務それぞれで同じ業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	⑦適用基準	12	3	2	(1)	ア	設計業務期間中に「関係法令及び基準・仕様等」が改定され、改定内容への対応等について貴企業と協議を行った結果、対応のために業務の費用増や工期の延長等が生じた場合には、変更（業務委託費用や工期の変更等）の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	9再委託	12	3	2	(1)	ア	構成員の間で業務を協力することは有償・無償に係わらず再委託に該当しますか。また、それは可能でしょうか。（試掘調査、変更設計成果物、交付金申請書など。）	基本協定書（案）第6条に、事業者の相互協力義務を定めており、協力する内容とその程度に応じて協議の対象とします。
9	⑤測量調査	13	3	2	(1)	イ	記載の測量調査以外の調査が必要となった場合は、設計変更の対象と考えておりますがよろしいでしょうか。	内容に応じて協議の対象とします。
10	⑦試掘調査	13	3	2	(1)	イ	記載の箇所の試掘調査費は費用に積上げられていると考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	⑦試掘調査	13	3	2	(1)	イ	記載の箇所以外の試掘が必要となった場合は、実施の是非を協議の上、設計変更の対象と考えておりますがよろしいでしょうか。	内容に応じて協議の対象とします。
12	⑦試掘調査	13	3	2	(1)	イ	非破壊検査はすべての河川や水路で想定しているのでしょうか。想定箇所や数量をご教示ください。	調査位置は、貸与資料 p.16～21の図示のとおりです。
13	設計計画	13	3	2	(1)	ウ	企業団様と協議によりルート変更が確定した場合は契約変更の対象と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
14	各種計算	13	3	2	(1)	エ	貸与資料（基本設計検討資料）P.29関連機関協議一覧によると、海匠土木事務所よりFEM解析等を求められていますが、設計費に計上してあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	各種計算	13	3	2	(1)	エ	管網解析が協議の上、再度必要となった場合、解析費用は別途と考えてよろしいでしょうか。また、データを貸与するとありますがソフトは何になりますか。	解析費用は委託費に含みます。 貸与するデータのソフトはMicrosoft Excelです。
16	各種計算	14	3	2	(1)	エ	管網解析が必要になった場合、基本設計で用いたデータを貸与するとありますが、管網解析ソフトをご教示ください。	貸与するデータのソフトはMicrosoft Excelです。
17	各種計算	14	3	2	(1)	エ	貴企業団との協議の結果、水理計算の検討に当たってルート変更等の管網解析を再度実施する必要が生じた場合には、変更（業務委託費用や工期の変更等）の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	管網解析を再度実施することになった場合でも、変更の対象とはなりません。
18	設計書作成	13	3	2	(1)	カ	設計書は金入りを作成とありますが、金抜きは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	設計書作成	13	3	2	(1)	カ	設計書作成に当たり構成員で協力、または金額を開示することは可能でしょうか。	可能です。
20	設計書作成	13	3	2	(1)	カ	見積りを取る際は、管材は管材企業（代表企業）1社、その他は構成員の地元建設企業が調達可能な1社としてよろしいでしょうか。	内容に応じて協議の対象とします。
21	設計書作成	13	3	2	(1)	カ	積算システムADPECを用いることとありますが、ソフトは無償貸与、有償貸与、購入のどれになりますか。また、費用が発生する場合は設計費に計上してあると考えてよろしいでしょうか。費用が発生する場合はその金額をご提示ください。	企業団が許可することで、事業者はソフト製造元から有償でレンタルすることが可能です。費用は設計費に含んでおりますが、金額はお答えできません。
22	設計書作成	13	3	2	(1)	カ	積算システムは別のソフトでも可能でしょうか。（エクセルを除く。）	不可とします。
23	設計書作成	15	3	2	(1)	キ	設計書の作成にあたって、企業団様の積算システム「ADPEC」を使用させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	企業団が許可することで、事業者はソフト製造元から有償でレンタルすることが可能です。
24	設計書作成	15	3	2	(1)	キ	積算システム「ADPEC」の使用料（ライセンス等システム利用に必要な費用すべて）は本事業の費用に含まれているのでしょうか。	含まれています。
25	設計書作成	15	3	2	(1)	キ	一般的に使用されるその他の積算システムは使用できないのでしょうか。もし使用できない場合はその理由もご教示ください。	使用する積算システムは、企業団で採用している「ADPEC」に限定させていただきます。
26	②業務中の手続書類の提出	16	3	2	(1)	コ	履行報告書（月間）とありますが、設計の履行状況の報告と考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的には、業務着手時に提出する「業務工程表」との整合確認（予定通りの進捗であるかの確認）となります。
27	②設計変更への対応	17	3	2	(1)	ス	「工事業務を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、事業者が責任を持って対応すること」とありますが、工事業務中に、設計企業の責に依らない設計変更に対応する必要がある場合には、金額変更（設計業務委託費用の変更）の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれるとしております。
28	②設計変更への対応	17	3	2	(1)	ス	工事業務を実施中に設計変更すべき事態が発生した場合、対応するのは設計業務委託を契約している者と認識しておりますがよろしいでしょうか。	基本的には工事業務の範囲の中で対応いただきますが、基本協定書（案）第6条に、事業者の相互協力義務を定めておりますので、設計企業とも協力してご対応ください。
29	留意事項	17	3	2	(1)	ス	設計変更は事業者が責任を持って対応するとありますが、7頁表2-2において「設計図書及び工程の変更」「出来高精算業務」は工事の業務範囲となっております。設計企業は協力をする、と考えてよろしいでしょうか。また、費用は工事費に計上してあると考えてよろしいでしょうか。	含まれるとしております。
30	⑤現場事務所、作業ヤード等	18	3	2	(2)	イ	現場事務所、作業ヤード等の用地として、旭配水場や干潟配水場等の貴企業団施設内の用地を貸与いただくことは可能でしょうか。	企業団管理の敷地ではありませんので、用地の使用は別途管理者と協議のうえ確認をしてください。
31	適用基準	18	3	2	(2)	ウ	工事業務期間中に「関係法令及び基準・仕様等」が改定され、改定内容への対応等について貴企業と協議を行った結果、対応のために工事費用増や工期延長等が生じた場合には、変更（工事請負費用や工期の変更等）の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	出来高精算業務	20	3	2	(2)	オ	出来高精算業務の積算は設計委託業務と同様に記載の成果物を作成する場合の設計費を計上していると考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	出来形精算業務	20	3	2	(2)	オ	変更設計書に金抜きがありますが、必要でしょうか。	不要とします。
34	①道路管理者の指示	21	3	2	(2)	キ	認定外道路の工事については、道路管理者の指示は不要との理解でよろしいでしょうか。	道路管理者の指示に従ってください。
35	交付金申請書作成業務	24	3	2	(2)	ニ	水道の管轄が厚労省から国交省に移管されたことに伴い、交付金の対象や業務内容が記載内容から変更が生じた場合は、設計変更の対象となると考えておりますがよろしいでしょうか。	申請作業に大幅な変更が生じた場合は協議に応じますが、現時点では大幅な変更はないという認識です。

要求水準書に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
36	契約不適合の補修	25	3	3	(3)	イ	「契約不適合期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする」は、「契約不適合期間中に生じた契約不適合の補修や改善は・・・」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	各幹線、支線の送水量	26	4	2	(1)	イ	「※各幹線、支線の送水量は募集要項等公表時に別途資料で示す予定」と記載がありますが、該当資料をご教示ください。	貸与資料P66～P68に記載しています。
38	表4-1 送水量一覧	26	4	2	(1)	イ	今回公表された要求水準書では既設管や埋設管の情報が、要求水準書（案）から大きく変更となっていますが、どのような理由でしょうか。	要求水準書（案）からは一部変更しています。要求水準書及び貸与資料よりご判断ください。
39	表4-1 送水量一覧	26	4	2	(1)	イ	要求水準書（案）のときから埋設管の情報が大きく変更となっています。資料閲覧で拝見した基本設計条件から路線が異なっているという認識でよろしいでしょうか。また、異なっている路線、箇所の詳細をご教示ください。※募集要項 別紙1では異なる部分がどこか判断がつかない為。	要求水準書（案）からは一部変更しています。要求水準書及び貸与資料よりご判断ください。
40	伸縮可とう管	26	4	2	(1)	キ	伸縮可とう管が必要と判断される場合とありますが、どのような箇所を想定していますか。また、見積上限価格に含まれていますか。	構造物との取り合い部分を想定しています。上限価格に含まれています。
41	通水試験及び洗管	26	4	2	(1)	ケ	通水試験及び洗管時のバルブ操作は企業団と事業者のどちらが実施しますか。	バルブ操作は企業団が立ち会いのもと、事業者が実施することとします。
42	管路の屈折点	26	4	2	(1)	コ	原則として曲げ角度45度以下の曲管を用いるとありますが、立坑内等で寸法的制約がある場合は、90度曲管の使用も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
43	流量計室	27	4	2	(1)	エ	要求水準書（案）で記載のあった床排水ポンプの設置については、本事業の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	仮配管の設置	27	4	2	(1)	エ	「流量計及び流量調整弁を設置しない区間は仮配管を設置し」とあるが、仮配管は資料閲覧資料に添付の図面を想定していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	一般事項	27	4	2	(1)	カ	本事業路線は全体的に地下水位が高いことが想定されますが、排水については全面ウェルポイントが必要だと考えております。排水について、どのようにお考えでしょうか。	地下水位が高い路線についてはウェルポイントが必要と考えています。
46	埋設管の土被り	27	4	2	(3)	キ	埋設管の土被りを原則1.2m以上を定めており、要求水準書（案）からの変更は協議の結果と認識しておりますが、道路管理者とのより詳細な協議の結果、浅めの土被りでの施工が許可された場合は、その通りに施工しても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	埋設管の土被り	27	4	2	(3)	キ	一般的な開削工事はすべて土被りDP=1.2mの条件で積算をしていると認識しているがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	切替作業計画書	27	4	2	(1)	キ	工事にて作成、提出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	通水試験及び洗管計画書	27	4	2	(1)	キ	工事にて作成、提出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	水圧試験計画書	27	4	2	(1)	ク	工事にて作成、提出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	空気弁の設置	27	4	3	(2)	カ	「推進工法による下越し部は、上流側縦配管付近に空気弁を設置すること」とあります。河川・水路横断等の推進施工箇所はすべて発進・到達ともに空気弁を設置して積算したと認識しておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
52	埋設管の土被り	28	4	2	(3)	キ	埋設管の埋め戻し土に指定はありますか。	管の周りは山砂としてください。
53	口径φ450mm以下のバルブ	29	4	3	(2)	ア	「ソフトシール弁又はメタルシール弁」は「ソフトシール仕切弁又はメタルシート仕切弁」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	埋設管	29	4	3	(2)	ア	口径φ450mm以下のバルブは、ソフトシール仕切弁又はメタルシート弁とする。とありますが、使用用途の制限はありますか。（例：管理バルブはソフトシール弁、排泥バルブはメタルシート弁など）	使用用途に制限はありません。
55	流量計室内	29	4	3	(2)	ウ	「流量計及び流量計調節弁の交換が容易に行える設備を設ける」とは、バイパス管及び元弁を設ける（本事業範囲）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	推進工	30	4	3	(4)	イ	既設管内の調査についての費用（模擬管など）は計上されていますか。また、スクリーニング費用なども計上されていますか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
57	パイプインパイプ工法	30	4	3	(4)		管内調査後に推進区間の変更や補強材（フランジリブ、溶接リング）の追加が出た場合は、募集要項の表7-1リスク分担の地中埋設物リスクの事業者負担に該当しますか。	ご理解のとおりです。
58	パイプインパイプ工法	30	4	3	(4)		管挿入に際して先導ソリの使用は想定されているのでしょうか。	想定しています。
59	地元建設企業及び地元企業への支払い	32	5	6			提案書で示した分担額が適切に支払われたかをセルフモニタリングするとありますが、企業団への報告の頻度は年度毎に1回程度と考えてよろしいでしょうか。	セルフモニタリングの頻度については事業者提案によりますが、分担額に係る報告の頻度については、お見込みのとおりで差し支えありません。